

議案第 17 号

名張市いじめ防止基本方針の改定について

名張市いじめ防止基本方針を別紙のとおり改定する。

令和 元年 8 月 2 日提出

名張市教育委員会  
教育長 上 島 和 久

# 名張市いじめ防止基本方針

平成26年12月  
(改定：令和元年 月)

名張市

# 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1 いじめ防止対策推進法制定の意義	2
2 いじめの定義	2
3 いじめの防止等に関する基本的な考え方	4
(1) いじめの防止	4
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの対処	5
(4) 地域や家庭との連携	5
(5) 関係機関等との連携	5
(6) 保護者の責務	6
(7) 大人が子どもに与える影響	6
4 名張市の基本方針	6
(1) 基本方針の策定	6
(2) 基本方針の内容	6
(3) 名張市子ども条例との関係	6
5 いじめの防止等に向けた方針	7
(1) 市として	7
(2) 学校として	7
(3) 保護者として	7
(4) 子どもとして	8
(5) 市民、事業者、関係機関として	8
6 いじめの防止等への組織的対策	8
(1) いじめの防止等のための組織等	8
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	9
1 いじめの防止等のために市が実施する施策	9
(1) 名張市いじめ問題対策連絡協議会の設置	9
(2) 名張市いじめ問題専門委員会の設置	9
(3) 名張市（名張市教育委員会）が取り組む主な施策	10
2 いじめの防止等のために学校が実施する施策	13
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び公開	14
(2) 学校いじめ防止基本方針の内容	14
(3) いじめ防止対策委員会の設置	20
3 重大事態への対処	21
(1) 教育委員会または学校による調査	21
(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	24
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	25
組織の設置イメージ	26
名張市いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題専門委員会の機能等	27
改訂履歴	

発行：平成26年12月

改定：令和 元年 月

## はじめに

子どもの健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、これから社会に巣立つ子どもたちが、将来の夢を抱きながらいきいきと成長していくことができる社会を実現することは、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめや虐待、暴力等により、子どもの生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。本来、家族や周りの大人に温かく見守られて成長していくべき子どもが、心や身体に大きな傷を負うことは、絶対に防がなくてはなりません。

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうるものであり、誰もが被害者にも加害者にもなりうるものであることを十分に認識する必要があります。

いじめを生まないためには、社会全体で子どもたち一人ひとりが、人として大切にされるという実感をもてる環境づくりに取り組むことにより、自己有用感や自己肯定感を高め、子どもたちに自他の人権を守るために行動できる力を育むことが重要です。

また、日頃から学校教育全体を通じて、児童生徒の豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成するとともに、自らが規範を守り行動するという自律性を育むことにより、児童生徒の将来における自己実現を可能にするための力を育成していくことが重要です。

いじめへの基本的な対応としては、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応が重要です。そのためには、学校が地域に開かれるとともに、学校、家庭、地域が一体となって子どもたちを見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対応することが大切です。

そこで、本市では、名張市子ども教育ビジョンの“夢をはぐくみ 心豊かで 元気な「ばりっ子」”を目指して、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、生徒指導や人権教育等の充実を図ってきました。また、平成24年7月の「いじめを許さない緊急アピール」を踏まえ、家庭、学校、地域、その他の関係機関が協力して取組を進めてきました。

今後、名張市子ども教育ビジョンや緊急アピールをもとにして、いじめ根絶のための取組をさらに推進していくために、いじめに対する意識改革を促し、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備等、社会全体で子どもを守るという強い決意を込めて、また、いじめの未然防止、早期発見、適切かつ迅速な対応のためのさらなる対策を、総合的かつ効果的に推進するために、国・三重県の基本方針を参酌し、「名張市いじめ防止基本方針」を定めます。

## 第1 いじめの未然防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、個々の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応しなければなりません。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、国や地域、学校において、様々な取組が行われてきました。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している現状があります。

いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子どもが接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もあります。

いじめから一人でも多くの子どもの命を救うためには、子どもを取り巻く大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全、安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。

このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、「いじめ防止対策推進法」（以下法律名を省略し、「法」という。）が平成25年6月に成立し、同年9月に施行されました。

### 2 いじめの定義

「いじめ」については、法において以下のように定められています。

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係（※1）にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において、「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。（法第2条）

### ※1 一定の人的関係とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を示します。

### ※2 物理的な影響とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味します。また、表面上、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生する場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否を判断するものとします。

例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することが必要となります。

### ○ 具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品や持物をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるよ

うな、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報を行い、警察と連携した対応を取ります。

### 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

**児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)**

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

さらに、いじめの問題の解決のためには、加害者・被害者の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童生徒への働きかけと意識づけが何より重要です。児童生徒自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人ひとりが所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度や姿勢をもてるよう導いていくこと（仲介者を育てること）で、いじめの多くは抑止できるものと考えられます。

このため、学校は、教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養わなければなりません。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。加えて、すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感、充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要です。また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性についての認識を市民全体に広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要です。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めなければなりません。このため、いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候や変化であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじ

めを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努めます。

さらに、いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要です。

### (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は適切かつ迅速に対処する責務があり、直ちに教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携を図ります。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

### (4) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。そのためには、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要です。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築しなければなりません。

### (5) 関係機関等との連携

いじめの問題への対応において、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、そのためには、日頃から関係機関の担当者との意見交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておかなければなりません。

また、市の地域福祉教育総合支援システムと連動しながら、情報共有及び支援を検討していきます。



#### (6) 保護者の責務

保護者は、その監護する子どもがいじめを行わず、かついじめを傍観しないよう、子どもに対し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を育むとともに、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うように努めます。また、そのために日頃から子どもが悩み等を相談できる雰囲気づくりに努め、子どもの話を聞くとともに様子を見守り、子どもがいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護します。

#### (7) 大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、他者を差別したりするといった大人の振る舞いが、子どもに悪影響を与えることを考え、大人の「心豊かで、安心・安全な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

### 4 名張市の基本方針

#### (1) 基本方針の策定

本市及び学校は、法に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「三重県いじめ防止基本方針」を参酌し、「名張市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）及び「学校いじめ防止基本方針」を策定します。

#### (2) 基本方針の内容

「市の基本方針」は、市民総がかりでいじめの問題への取組を進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関との連携等をより実効的なものにするものです。また、法により新たに規定されたいじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものです。

#### (3) 名張市子ども条例との関係

本市においては、平成18年3月に「名張市子ども条例」（以下「子ども条例」という。）を制定し、市、市民、事業者等が役割分担を行いながら、本市で育つ子どもの最善の利益を尊重し、子どもの権利を保障する取組を進めてきました。子どもの権利の保障及び救済に関しては、子ども権利委員会、子どもの権利救済委員会を中心として、総合的に調査や審議、相談を行うなど、子ども条例に基づいた取組を進めています。

今回、法に基づき本市の組織体制を整備するに当たり、これまで蓄積した子ども条例に基づく取組や組織体制を活用しながら、市長の再調査が必要な場合は、迅速かつ効果的な対応が行えるよう体制を構築します。

## 5 いじめの防止等に向けた方針

児童生徒のいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努めます。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要です。その実行のために、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る役割を果たします。

### (1) 市として

- ア. いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施します。
- イ. いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努めます。
- ウ. 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じます。
- エ. 児童生徒が安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行います。

### (2) 学校として

- ア. あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- イ. 児童生徒が主体となっていじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童生徒が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援します。
- ウ. いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たります。
- エ. いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに学校長のリーダーシップの下、組織的に取り組みます。
- オ. 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談（教育相談）を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努めます。

### (3) 保護者として

- ア. どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけます。

- イ. 児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域など児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完し合いながら協働して取り組みます。
- ウ. いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報をします。
- エ. 保護者は、市、教育委員会及び学校等が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するように努めます。

#### (4) 子どもとして

- ア. 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努めます。
- イ. 自分の周りでいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めます。

#### (5) 市民、事業者、関係機関として

- ア. 市民及び市内で活動する事業者（以下「市民等」という。）は、児童生徒が安心して生活することができる環境づくりに努めます。
- イ. 児童生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努めます。
- ウ. 市民等は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮します。
- エ. 児童生徒の健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの問題を克服することに努めます。

## 6 いじめの防止等への組織的対策

### (1) いじめの防止等のための組織等

- ア. 市は、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成される「名張市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。  
(法第14条第1項)
- イ. 教育委員会は、「名張市いじめ問題対策連絡協議会」との連携の下に「市の基本方針」に基づく対策を実効的に行うため、附属機関である「名張市いじめ問題専門委員会」を置きます。(法第14条第3項)
- ウ. 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織である「いじめ防止対策委員会」を置きます。(法第22条)

エ. 教育委員会または学校は、重大事態（※）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会または学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。（法第28条）

**※重大事態とは**

（ア）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（イ）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

オ. 市長は、重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、「附属機関」により、学校の設置者または学校の調査の結果について再調査を行うことができます。（法第30条）

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために市が実施する施策

#### （1）名張市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法の趣旨を踏まえ、学校と地域の関係機関及び団体等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、条例の定めるところにより、「名張市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。その構成員は、学校関係者、教育委員会、児童相談所、法務局、警察、その他必要と認められる関係機関の代表者など、実情に応じて決定します。

「名張市いじめ問題対策連絡協議会」は、学校におけるいじめの現状の情報の共有及び分析、その他いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事務を行います。その事務局は、教育委員会事務局学校教育室に置きます。

#### （2）名張市いじめ問題専門委員会の設置

市は、「市の基本方針」に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うための附属機関として、「名張市いじめ問題専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を教育委員会に設置します。

この「専門委員会」は、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、条例の定めるところにより設置します。

また、この「専門委員会」には、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専

門家等の専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性が確保されるように努めます。

なお、法第28条に規定する重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合、この「専門委員会」が調査を行う組織となります。この際、重大事態の調査に即座に対応できるように、平時から設置することとします。

○ 「専門委員会」は以下の機能のほか、いじめの防止等のための対策を実効的に行うための機能を担います。

・いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するために専門的な知見からの審議

・学校からいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどの問題解決

・学校におけるいじめ事案の報告を受け、法第24条に規定する調査

・学校におけるいじめ事案に関する重大事態の報告を受け、法第28条に規定する調査

・その他、教育委員会が必要と認める事務

学校におけるいじめの事案について調査を行った場合、当該組織は、必要に応じて、教育委員会に対して専門的知見から指導・助言を行います。

### (3) 名張市（名張市教育委員会）が取り組む主な施策

#### ア. いじめの未然防止

○ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講じます。

○ いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制を整備します。

○ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて、子どもの規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、PTA等との連携や啓発活動の推進など、保護者、家庭への支援に努めます。

○ いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教職員を配置します。また、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって、いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等、必要な措置を講じます。

○ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。

○ 家庭や地域と連携した取組を推進し、児童生徒が規範意識を持ち、

自ら正しく判断し、責任を持って行動する力を育成します。

- 児童生徒と教職員の信頼関係と自他を認め合う学校生活の中で、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育みます。
- 児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に対する支援、児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置を講じます。
- 児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上のいじめを防止し、また、効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動を実施します。
- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、関係者に対して取組を促します。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る企画・提案などの取組を推進します。
- 指導主事訪問等を通して、学校の教育活動全体を通じて、人間としての在り方や生き方に関する教育の充実を図る方策について助言します。
- 児童生徒の問題解決能力を育む学級集団づくりの推進及び調査研究を行います。
- 生徒指導推進委員会等において、いじめの問題に対する指導・助言や情報交換を行うとともに、教職員の資質向上のための研修会を開催します。
- 「学校警察連絡協議会」及び「校外生活指導協議会」等を通じて、警察及び関係機関といじめ防止及び児童生徒の問題行動の未然防止等について情報連携及び行動連携を行います。

#### イ. いじめの早期発見

- 三重県が実施する24時間いじめ相談ホットラインや教育センターの教育よろず相談をはじめ、その他各種相談窓口の周知を図ります。
- 三重県が実施するネットパトロールの他、児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関または関係団体の取組支援、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する協力体制を整備します。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援の在り方、及びいじめを行った児童生徒に対する指導またはその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方、その他のいじめの

防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策を実施します。

- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実に努めます。
  - ・定期的なアンケートや、個人面談等により各学校が把握したいじめに関する情報について、定期的に報告を受けるとともに、その取組を点検し、実態把握に努めます。
  - ・市の「いじめを許さない緊急アピール」や「いじめアンケート」、「学級満足度調査」等を有効活用し、学校におけるいじめの防止等の取組の充実に努めます。
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。
  - ・より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築します。

#### ウ. いじめ事案への対処

- いじめの防止等において、学校だけでは対応が難しい事案への的確な対応や、学校における早期解決へ向けて指導主事の派遣等の支援を実施します。
- 国や県の事業を受託するなど、スクールカウンセラーの配置、派遣等による教育相談体制の充実に努めます。
- 教育相談に係る研修を充実させ、教職員の教育相談技能の向上を図ります。
- 問題を抱える児童生徒の生活環境等の課題解決のため、福祉等関係機関や三重県教育委員会の生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー等との連携を図ります。
- 「学校警察連絡制度」を積極的に運用するとともに、警察官経験者や、少年サポートセンター等を通じて、警察との情報共有を進める等により、早期の立ち直り支援に努めます。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒またはその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導またはその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備します。
- 児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。
- いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、部活動休養日の設定、部活動指導員の配置、教員が行う業務の明確化等を含む教職員の業務負担の軽減を三重県教育委員会との連携を図りながら、実情に応じて進めていきます。

- 教職員に対しては、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講じます。また、すべての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促します。

#### エ. その他

- 学校の教職員、市の職員等で児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けた場合で、いじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校へ通報等の適切な措置をとります。
- 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために、必要な措置を速やかに講じる場合があります。いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援します。

また、教育委員会は、いじめられた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等弾力的な対応を検討します。
- 学校評価の留意点、教員評価の留意点（法第34条）
  - ・教育委員会は、学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。
  - ・教育委員会は、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切に取った対応、組織的な取組等を評価するよう、実施要領の策定や評価記録書の作成、各学校における教員評価への必要な指導・助言を行います。

## 2 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の



設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進します。

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定及び公開

学校は、国及び三重県、市の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定め（法第13条）、学校のホームページへの掲載、その他の方法により公開し、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにします。

「学校基本方針」を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・「学校基本方針」に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

### (2) 学校いじめ防止基本方針の内容

「学校基本方針」には、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめ事案への対処」を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」、「関係機関とどう連携するのか」等を示します。

具体的には、次のような取組が考えられます。

#### ア. いじめの未然防止（法第15条）

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うとともに、いじめを生まないいきいきとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成に取り組みます。

#### ○ いじめを生まない学校づくり

##### (ア) 魅力ある学校づくり

児童生徒が友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全な学校生活を送り、規則正しい態度で、主体的に考え行動・活動できることが、いじめ防止の基本であると考え、児童生徒の「心の居場所づくり」と「絆づくり」の視点で魅力ある学校づくりを行います。

##### (イ) 校内指導体制の確立

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全

教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制を確立します。また、管理職は、リーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員意識の向上、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。

(ウ) 教師の指導力の向上

いじめの問題に関する研修を企画・実施するなど等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努めます。また、教職員同士のつながり、同僚性を向上させます。

(エ) 人権意識と生命尊重の態度の育成

人権教育の充実と、お互いを思いやり、尊重し、生命を大切に指導等に努めます。すべての教育活動を通して、児童生徒と教職員及び児童生徒同士の信頼関係を構築し、自他を認め合う中で、児童生徒の発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感及び社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続します。

(オ) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

学校における「特別の教科 道徳」や全ての教育活動を通して、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践します。

(カ) 自己指導能力の育成

「特別の教科 道徳」の授業をはじめ、学級活動、児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が主体的に取り組む活動を計画的に仕組み、指導・支援します。また、児童生徒の「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図ります。

(キ) 学校として特に配慮が必要な児童生徒

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。

- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対

する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。

- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認については様々な考え方や捉え方があることを、教職員が正しく理解し、学校として必要な配慮や対応を行います。

- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒、風水害等の自然災害に遭った児童生徒（以下「被災児童生徒」という）が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

#### (ク) 家庭、地域、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめの問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進します。また、保護者向け文書等を活用し、学校・保護者・地域等が一体となった取組を推進します。

#### (ケ) 「学校基本方針」の周知

年度始めには、児童生徒、保護者、関係機関等へいじめ問題に対する「学校基本方針」を必ず説明し、学校や保護者の責任等を明らかにするとともに、保護者や地域の理解を得るようにします。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにします。

#### (コ) 「学校基本方針」による取組の評価

各学校は、「学校基本方針」に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、目標の達成状況を評価します。評価結果を踏まえ、取組の改善を図るよう、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させます。

#### イ. いじめの早期発見（法第16条）

児童生徒に関する情報を全職員で共有することは、いじめの問題への具体的取組の第一歩です。このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。あわせて、学校は定期的・必要に応じたアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。

##### ○ 早期発見のための措置

###### (ア) 教職員による観察や情報交換

児童生徒のささいな変化に気づいた場合、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行います。

###### (イ) 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施

児童生徒の生活実態について、定期的・必要に応じたアンケート調査や個人面談・保護者面談の実施、生活ノートの活用等、きめ細かな把握に努めます。

###### (ウ) 教育相談体制の整備

校内に児童生徒や保護者等の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備します。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図ります。

###### (エ) 情報の収集

児童生徒の悩みや相談をより多く受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体と組織的に連携・協働する体制を構築します。

###### (オ) 相談機関等の周知

学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行います。

#### ウ. いじめへの対処（法第22条～第27条）

いじめを発見したという通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導します。これらの対応について、学校は、必要に応じて教育委員会に報告し、指導・助言を受けるとともに、教職員全員の共通理解を図り役割分担を明確にし、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

##### ○ 実際の対応

###### (ア) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴します。ささいな兆候であつ

ても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要です。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒のプライバシーが完全に守られるよう十分に配慮し、安全を確保します。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整えます。

(イ) 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員一人で抱え込まず、校長に第一報を伝えるとともに、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有します。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図ります。

(ウ) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

いじめられている児童生徒から、事実関係の聴取を行います。その際、いじめられた児童生徒の側に立ち、絶対に守り通すという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する児童生徒などの事実関係を正確に把握します。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行います。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について保護者と情報を共有します。あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える支援体制を整えます。状況に応じて、心理や福祉等の専門家の協力を得ます。加えて、いじめられた児童生徒の学級及び集団への適応を推進します。

(エ) いじめた児童生徒への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも十分に事実関係の聴取を行います。いじめが確認された場合は、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させ、組織的にいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導して、再発を防止する措置をとります。いじめの状況に応じて、心理的孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導（出席停止を含む）の他、警察等との連携による措置も含め毅然とした対応を行います。また、家庭訪問等により、確実な情報を迅速に保護者へ伝えるとともに、学校としての指導方針を伝え協力を求めるなど、継続的な助言を行います。

(オ) いじめの事実調査

アンケート調査等を実施し、その結果を基に、聞き取り対象者等の絞り込みを行います。

(カ) 集団への働きかけ

はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気を持つよう指導します。また、いじめは他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努めます。

(キ) いじめ解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

(要件1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会または「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(要件2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要があります。

(ク) 継続的な指導

いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折にふれ必要な指導を行います。

(ケ) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除依頼等の措置をとります。また、必要に応じ、警察や法務局等と適切な連携を図ります。

### (3) いじめ防止対策委員会の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理や福祉等の専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ対策組織」として、「いじめ防止対策委員会」を設置します。(法第22条)

いじめに対しては、学校が組織的に対応することが必要であり、また、必要に応じて、心理や福祉等の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家、その他保護者代表、学校評議員、学校運営協議会委員、民生児童委員、保護司等の地域関係者が参加しながら対応します。

#### 【役割】

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
  - ・各学校の「学校基本方針」の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証します。
  - ・「いじめ防止対策委員会」を実際に機能させるに当たっては、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるよう、構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担しておきます。
  - ・「いじめ防止対策委員会」を構成する「当該学校の複数の教職員」については、学校の管理職や生徒指導・教育相談担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任・副担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定します。これに加え、個々のいじめの未然防止・早期

発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織とします。

- いじめの相談・通報の窓口としての役割
  - ・児童生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報をできるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく必要があります。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
  - ・「いじめ防止対策委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員はささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談します。集められた情報は、個々の児童生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要です。
- いじめに組織的に対応するための中核としての役割
  - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 教育委員会または学校による調査

##### ア. 重大事態の発生と調査

##### (ア) 調査を要する重大事態の例

- いじめにより生命、心身または財産に重大な被害が生じた場合
  - ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・不登校の定義（文部科学省）により、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者または学校の判断で重大事態と認識します。
- その他の場合
  - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合



(イ) 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに教育委員会を通じて、市長に事態発生を報告を行います。また、教育委員会から県教育委員会へも報告します。

(ウ) 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断します。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。
- 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りです。
  - ・学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない場合
  - ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

(エ) 調査を行う組織

- 学校が組織した、「いじめ防止対策委員会」または教育委員会に設置した附属機関である「いじめ問題専門委員会」において調査を行います。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保します。

(オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、
  - ・いつ（いつ頃から）
  - ・誰から行われ
  - ・どのような態様であったか
  - ・いじめを生んだ背景事情
  - ・児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
  - ・学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にします。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
  - ・いじめられた児童生徒から十分に聴き取ります。
  - ・在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行います。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意します。
  - ・いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、いじめた児童生徒の背景をつかんで指導を行い、いじめ行為を止めます。
  - ・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状

況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

- ・これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応に当たります。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合  
(いじめられた児童生徒が入院または死亡した場合)
  - ・いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査に着手します。
  - ・調査方法としては、当該校に在籍する児童生徒と教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。
- (カ) 万が一、いじめられた児童生徒の自殺という事態が起こった場合  
その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施します。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。
  - ・遺族の要望・意見を十分に聴取します。
  - ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。
  - ・遺族に対して主体的に在校生への調査の実施を提案します。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り遺族と合意しておきます。
  - ・資料や情報は、できる限り偏りのないよう多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助のもと、客観的・総合的に分析評価を行います。
  - ・学校が調査を行う場合において、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行います。
  - ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行います。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性のあることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にします。
- (キ) その他
  - 教育委員会は、事案の重大性を踏まえ、いじめた児童生徒の出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒またはその保護者が

希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

#### イ. 調査結果の報告及び提供

(ア) 調査結果については、教育委員会より（学校が調査主体となったものは、学校より教育委員会に報告し、教育委員会を通して）、市長に速やかに報告します。また、市長は、市議会に報告を行います。

(イ) いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供します。

- 教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明します。

#### 【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮します。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはなりません。
- ・質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒またはその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要です。
- ・学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行います。

### (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

#### ア. 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができます。（法第30条）
- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性の確保を図ります。なお、この附属機関には、市長直轄の「名張市子どもの権利救済委員会」を位置づけます。
- 再調査機関の事務局は、福祉子ども部とします。再調査機関は、市長の命を受けて調査をし、結果を市長に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時、適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明します。

イ. 再調査の結果を踏まえた措置等

- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。（法第30条第5項）
- 再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告します。（法第30条第3項）

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本市は、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等を勘案して、市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

加えて、本市は各学校の基本方針について、それぞれの策定状況を確認し、公表します。

# 組織の設置イメージ

- ・実線は法律上必須の組織。破線は法律上任意設置の組織。
- ・同じ記号（★、◎）の組織は兼ねることができる。

名張市

事務局：教育委員会

名張市いじめ問題  
対策連絡協議会

【法第14条】

事務局：教育委員会

★ 名張市いじめ問題  
専門委員会（附属機関）

【法第14条③】

学校

◎ いじめ防止対策委員会 【法第22条】

重大事態

★ ◎ 調査委員会  
【法第28条①】

報告

教育委員会

報告

市長

- ・市は、「いじめ問題専門委員会」（★）と兼ねる。
- ・学校は、「いじめ防止対策委員会」（◎）と兼ねる。

必要に応じて調査委員会を設置〔再調査〕  
（名張市子どもの権利救済委員会）

【法第30条②】

○名張市いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題専門委員会の機能等

